

電気通信番号計画の一部を変更する告示案に対する意見募集

- 意見募集期間：令和6年6月15日(土)から同年7月16日(火)まで
- 意見提出件数：2件（内訳：個人2件）
- 意見提出者：

No.	意見提出者（意見提出順、敬称略）
1	個人A
2	個人B

電気通信番号計画の一部を変更する告示案に対する意見及びそれに対する考え方

意 見	考 え 方	意見を踏まえた 案の修正の有無
意見 1 保険証の電子化は必要ない。	考え方 1	
<p>保険証は今現在、普通に機能しており、電子化はする必要はない。</p> <p style="text-align: right;">【個人 A】</p>	<p>頂いた御意見は、本意見募集の対象外と理解しておりますが、今後の参考としていただきます。</p>	無
意見 2	考え方 2	
<p>行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 12 条第 1 項に基づく意見募集手続とのことであり、本案は処分基準であると考えているということだと思いが、どのような不利益処分の基準なのか？ むしろ電気通信番号使用計画の認定にかかる審査基準ではないのか？</p> <p style="text-align: right;">【個人 B】</p>	<p>御指摘を踏まえて、「根拠法令条項」より行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 12 条第 1 項を削除しました。</p>	無